（その１）

収　支　報　告　書

令和7年分
（　年　月　日開催分）

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	■ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
■ ２以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

1　政治団体の名称（ふりがな）とうきょうにっしんかい
東京日新会

2　主たる事務所の所在地　杉並区上高井戸１－２２－１２

3　代表者の氏名　佐々木　豊

4　会計責任者の氏名　後藤　秀一

事務担当者の氏名　安藤　綾子

（電話）03-3508-7425

（電話）

（電話）

受付
8.6.29
収支公開室
第　号

資金管理団体の指定の有無	
□ 有	
■ 無	
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
□	政治資金規正法第19条の７第１項第1号に係る国会議員関係政治団体
■	政治資金規正法第19条の７第１項第2号に係る国会議員関係政治団体
□	政治資金規正法第19条の７第１項第3号に係る国会議員関係政治団体
□	政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の候補者の氏名等(１人目)	武部　新
公職の種類等	衆議院議員(現職)
公職の候補者の氏名等(２人目)	
公職の種類等	
公職の候補者の氏名等(３人目)	
公職の種類等	

資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から	令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで	令和　年　月　日まで

103860

（その２）

１　収支の総括表

収　入　総　額		36,090,126
（前年からの繰越額）		25,495,832
（本年の収入額）		10,594,294
支　出　総　額		16,861,681
翌年への繰越額		19,228,445

２　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数	0人

（２）寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	1,200,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	1,200,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	1,200,000	

（その3）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額（十億 百万 千 円）	備考
1	*1	1,600円	*2
2	*3	10,290,000円	*4
	この頁の小計	10,450,000円	
	合計	10,450,000円	

（その6）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額										備　　考
		十億		百万		千		円				
1												
	この頁の小計										0	
	1件10万円未満のもの							2	4	2	9	4
	合　　計							2	4	2	9	4

（その7）

（7） 寄附の内訳

寄附者の区分	1.個人

行番号	寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
1	佐々木　豊	1,200,000	R7/12/26	杉並区上高井戸1-22-12	会社役員	無償提供（事務所）

この頁の小計	1,200,000
その他の寄附	0
合　　計	1,200,000

（その10）

(10)　機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳

行番号	特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額（十億／百万／千／円）	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
1	*1	1,600,000円	6	R6/12/19	ザ・キャピトルホテル東急　千代田区永田町2-10-3	*2
2	*3	10,290,000円	235	R7/12/23	ザ・キャピトルホテル東急　千代田区永田町2-10-3	
この頁の小計		10,450,000円				
合　計		10,450,000円				

（その11）

（11） 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳

政治資金パーティーの名称	衆議院議員武部新政治文化フォーラム（令和７年１２月２３日開催）
対価の支払をした者の区分	２.法人その他の団体

行番号	対価の支払をした者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
1	株式会社湊組	1,000,000円	R7/12/15	和歌山市湊２－１２－２４	笹本　昌克	
この頁の小計		1,000,000円				
合　　計		1,000,000円				

(その13)
3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額（十億 百万 千 円）	備考
1　経常経費		
(1)　人件費	0	
(2)　光熱水費	0	
(3)　備品・消耗品費	0	
(4)　事務所費	1,104,440	
小計	1,104,440	
2　政治活動費		
(1)　組織活動費	0	
(2)　選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,590,471	
ア　機関紙誌の発行事業費	0	
イ　宣伝事業費	0	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	1,590,471	
エ　その他の事業費	0	
(4)　調査研究費	0	
(5)　寄附・交付金	15,040,770	
(6)　その他の経費	120,000	
小計	16,751,241	
合計	16,861,681	

（その14）

（2） 経常経費 （人件費を除く。） の内訳													項目別区分 4.事務所費			
行番号	支出の目的	金額											年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			十億			百万			千			円				
1	政治資金監査料金						1	1	0	0	0	0	R7/5/26	田﨑 暢貞	*1	
	この頁の小計						1	1	0	0	0	0				
	その他の支出									4	4	0				
	合計						1	1	0	4	4	0				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳

項目別区分　5.政治資金パーティー開催事業費　(*1　)

行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	原稿作成料	250,000	R7/11/17	奥村理絵	茨城県石岡市正上内5-25	
2	案内状	106,500	R7/11/20	㈱ﾌﾞﾘﾝﾄﾊﾟｯｸ	京都府向日市森本町野田3-1	*2
3	切手代	11,700	R7/11/28	日本郵便株式会社	千代田区大手町2-3-1	
4	ｾﾐﾅｰ開催費	1,517,890	R7/12/23	ｻﾞ･ｷｬﾋﾟﾄﾙﾎﾃﾙ東急	千代田区永田町2-10-3	*3
	この頁の小計	1,565,240				
	その他の支出	25,231				
	合計	1,590,471				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳													項目別区分 8.寄附・交付金 （寄附 ）			
行番号	支出の目的	金											額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			十億		百万			千			円						
1	寄附				2	0	4	0	0	0	0			R7/3/11	*1	北海道北見市とん田東町603番地1	
2	寄附				5	0	0	0	0	0	0			R7/3/26	日新会　武部新	千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館1010号室	
3	寄附				3	0	0	0	0	0	0			R7/11/26	日新会　武部新	千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館1010号室	
4	寄附				5	0	0	0	0	0	0			R7/12/26	日新会　武部新	千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館1010号室	
	この頁の小計			1	5	0	4	0	0	0	0						
	その他の支出								7	7	0						
	合計			1	5	0	4	0	7	7	0						

（その15）

（3） 政治活動費の内訳

項目別区分　9.その他の経費　（*1　）

行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	*2	120,000	R7/12/26	佐々木　豊	杉並区上高井戸1-22-12	

（その17）

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	■	
イ　建物	□	■	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	■	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	■	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	■	
カ　金銭信託	□	■	
キ　有価証券	□	■	
ク　出資による権利	□	■	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	■	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	■	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	■	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	■	

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

■　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

■　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年6月26日

政治団体の名称　　東京日新会

会計責任者の氏名　　後藤　秀一

代表者の氏名
（解散時のみ記入）

（オンライン提出）

（別紙）

様式	注釈番号	見切れ文字列　（同一の注釈番号で２行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前）
その3	*1	衆議院議員武部新政治文化フォーラム(令和6年12月19日開催)
その3	*2	令和6年12月19日　ザ・キャピトルホテル東急　千代田区永田町2-10-3
その3	*3	衆議院議員武部新政治文化フォーラム(令和7年12月23日開催)
その3	*4	令和7年12月23日　ザ・キャピトルホテル東急　千代田区永田町2-10-3
その10	*1	衆議院議員武部新政治文化フォーラム(令和6年12月19日開催)
その10	*2	前年収入額10,810,000円,前年支払者数227
その10	*3	衆議院議員武部新政治文化フォーラム(令和7年12月23日開催)
その14 ４.事務所費	*1	豊島区北大塚2-3-13-603　ﾗｲｵﾝｽﾞｽﾃｰｼｮﾝﾌﾟﾗｻﾞ大塚第2
その15 ５.政治資金パーティー開催事業費　(衆議院議員武部新政治文化フォーラム(令和7年12月23日開催))	*1	衆議院議員武部新政治文化フォーラム(令和7年12月23日開催)
その15 ５.政治資金パーティー開催事業費　(衆議院議員武部新政治文化フォーラム(令和7年12月23日開催))	*2	ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞによる支払い
その15 ５.政治資金パーティー開催事業費　(衆議院議員武部新政治文化フォーラム(令和7年12月23日開催))	*3	ｸﾚｼﾞｯﾄｶｰﾄﾞによる支払い
その15 ８.寄附・交付金　(寄附)	*1	自由民主党北海道第１２選挙区支部　支部長武部新
その15 ９.その他の経費　(金銭以外のものによる寄附相当分(1月~12月))	*1	金銭以外のものによる寄附相当分(1月~12月)
その15 ９.その他の経費　(金銭以外のものによる寄附相当分(1月~12月))	*2	金銭以外のものによる寄附相当分(1月~12月)

政治資金監査報告書

令和８年６月22日

東京日新会

代表　佐々木豊殿

登録政治資金監査人　田崎暢貞
登録番号　第３６１３号
研修修了年月日　平成22年５月25日

１　監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、東京日新会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、東京日新会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1)　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

(2)　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会

議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

東京日新会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、東京日新会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上